

冬季デフリンピック・一般規則

1. 期間

第 18 回冬季デフリンピックをロシアのハンティマンシースク／マグニトゴルスクにおいて、3 月 28 日から 4 月 5 日まで開催する。

2. 競技

第 18 回冬季デフリンピックでは以下の競技を行う。

- 2.1. 個人競技: アルペンスキー、クロス・カントリー・スキー、スノーボード
- 2.2. 団体競技: カーリング、アイスホッケー
- 2.3. 各個人競技の種目内容は各競技の特別規則及び規程により定められる。
- 2.4. 予備/最終登録で男性、女性それぞれに最低 2 つの地域から合わせて 5 か国以上の参加登録があった競技及び種目のみを行う。
- 2.5. デフリンピック競技規則 DG7 5 に従い競技又は種目を中止する場合は、予備登録の締め切り日から 14 日以降に、必要があれば最終登録締め切り後直ちに、国際ろう者スポーツ委員会 (ICSD) 事務局から関係各国連盟に通知する。

3. 参加資格

- 3.1 冬季デフリンピックは公平無私な競技を行う目的のもとに、(ICSD) 加盟国連盟全てのろうスポーツマンが集い団結する場である。
- 3.2 人種、宗教及び政治問題など、いかなる理由においても団体及び個人を差別する行為を禁ずる。
- 3.3 冬季デフリンピックに参加する選手は以下の条件に適う者でなければならない：
 - 1. ろう者であること：この場合は両耳のうち、聴力が優れた方の耳の聴力レベルが最低でも 55 デシベル以上の者を指す（1964 年に定めた ISO 基準：500、1000、2000 ヘルツの 3 つの振動数平均を基準とする）

2. (ICSD) 加盟国連盟の会員であること。

3.4 規則として、年齢に制限を設けない競技種目がある。一方、各々の規程により年齢制限を設けている種目もある。

3.5 登録用紙に参加規程項を明記して以下の同意文を載せるが、各国連盟の役員2名（通常は会長と事務局長）が代表し、これに同意してサインしなければならない：

「我々署名者は冬季デフリンピックの参加規程を読み、我々及び選手はその条件に従うことを誓います。我々は国際ろう者スポーツ委員会によって認可された条件と目的において、冬季デフリンピック期間中、テレビ撮影及び写真撮影などを受け入れることに同意します。」

3.6 上記規則が守られない場合は、いかなる登録も無効とする。

3.7 参加者は自分が所属している連盟の国籍を有していなければならない。疑わしいとされた場合、関係する連盟は該当する参加者のパスポートのコピーを提出し、国籍を証明しなければならない。

4. 取締り・罰則

4.1 各国連盟には、以前オーディオグラムを提出した選手のリストが配布される。このリストに名前のある選手は、新たに聴力検査表（オーディオグラム）を提出する必要はない。

その他の（リストに名前のない）選手は全員、大会参加前に ICSD 事務局に聴力検査表を提出しなければならない。その際、聴力検査表のフォーマットは ICSD のホームページに掲載するものを使用することとする。

4.2 冬季デフリンピック期間中、選手に対して新たに聴力検査を実施する場合がある。

4.3 選手に対してドーピング検査を課す場合がある。

4.4 これらの検査で不適格の結果が出た選手は、直ちにその競技から退場しなければならない。この選手が同一種目の別な競技にも出場する場合、不適格と判定された競技のみにおいて失格となる。

- 4.5 もし、チームの一員に検査で不適格の結果が出た場合、該当する選手は直ちに競技から退場しなくてはならない。その選手は、その競技の残りの部分、及び次の競技について失格となる。別の選手がその選手の代わりに出場することはできる。
- 4.6 なんらかの不正行為があった場合、その選手が属する連盟は ICSD 執行委員会が定めた手続き料と罰金を支払う義務が課せられる。
- 4.7 冬季デフリンピック期間中の検査に係る諸経費は組織委員会が負担する。
- 4.8 (アレルギー、喘息、てんかん、等の) 慢性疾患のために、薬物もしくは禁止されている物質の使用が必要な選手は、TUE 申請をしなくてはならない。詳細は、ICSD アンチドーピング規則 ICSD Anti-Doping Rules  をご覧ください。

5. 選手団役員

- 5.1 ICSD 加盟国連盟のみが冬季デフリンピック大会に参加する選手を登録する権利を有する。
- 5.2 それぞれの競技種目に参加できる選手団役員の上限人数は各競技の特別規則及び規程に明記されている。
- 5.3 ICSD 加盟国連盟より 1 競技につき選手団役員を 1 名、加えて選手 3 名につき役員を 1 名派遣することができる。(ICSD 評議員会に出席する代表者はこの規程から除く)
- 5.4 第 18 回冬季デフリンピックの登録用紙は事務局が準備・提供する。

6. 団体競技

- 6.1 団体競技への登録の最終締め切りは 2014 年 3 月 31 日とする。
- 6.2. 2015 年 2 月 28 日までに ICSD 事務局宛に、各選手名、登録種目および背番号を明記した最終登録用紙を提出しなくてはならない。この手続きは、ICSD の定めたオンライン登録用紙に記入して E メールで送信するか、またはフ

ァックスで提出することも可能であるが、いずれの場合も後日 ICSD の定めた公式登録用紙を提出する必要がある。

6.3. 2015 年 2 月 28 日以降は、一切の追加登録も受け付けない。

6.2 出場登録をしたチームが、2014 年 3 月 31 日～2015 年 2 月 28 日の間に登録取消しをする場合は、取消し後直ちに USD \$ 2,500 の罰金を支払わなければならない。

6.3 2015 年 2 月 28 日以降に出場取消をする場合は、取消後直ちに US\$5,000 の罰金を支払わなければならない。

7. 個人競技

7.1 2015 年 3 月 31 日までに ICSD 事務局宛に、各競技種目に出場可能な選手の人数を想定して報告する、予備登録を済ませなければならない。

7.2 2015 年 2 月 28 日までに ICSD 事務局宛に、出場する競技種目に選手名を記入して最終登録用紙を提出しなければならない。この最終登録の手続きは、ICSD の定めたオンライン登録にて行う。

7.3 2015 年 2 月 28 日以降は、一切の追加登録も受け付けない。

7.4 登録済みの選手が当日競技に出場しなかった場合は罰金 US\$20 が課せられる。ただし、医者からドクターストップがかかり、その旨の診断書が提出された場合を除く。

8. 財政規程

8.1 各国選手団は自身の旅費、食費、宿泊費など派遣に係る諸経費を負担しなければならない。

8.2 各参加選手及び選手団役員（連盟代表者を含む）は、それぞれ冬季デフリンピック開会前に参加費の US\$20 を支払わなければならない。

8.3 ICSD に支払われるべき全ての納入金は、冬季大会が始まる前に支払わな

なければならない。冬季大会が始まるまでに支払いが済んでいない連盟の選手団は、全員出場資格を失う。

9. メダルと賞状

9.1 全競技種目において、第1位には金メダルと賞状を、第2位に銀メダルと賞状、第3位には銅メダルと賞状が授与される。

9.2 全ての団体競技及びその他の競技種目における団体戦の場合、第一位となったチームのメンバーのうち、冬季デフリンピック開催期間中に少なくとも1試合もしくは1競技以上に出場した全ての選手に第一位のメダルと賞状が授与される。第2位、第3位のチームのメンバーにも同様に、少なくとも1試合もしくは1競技以上に出場した全ての選手に、それぞれ2位、または3位の賞状とメダルが授与される(9.1 参照)。これらのチームのその他のメンバーには、メダルはないが、賞状のみが授与される。

9.3 個人競技の場合、4～8位までの選手には賞状が授与される。

10. チーム代表者・技術委員打ち合わせ会議※、抽選会

10.1 各競技のチーム代表者・技術委員打ち合わせ会議は各競技の最初の試合が始まる前に最低1回は行われる。日時、場所は発表される。

10.2 この会議には競技委員会、審査員、ICSD 技術委員、各参加国連盟の代表者2名（2名のうち1名はろう者でなければならない）が出席する。この会議に出席するろうの代表者に健聴者が同行した場合、通訳の使用を認める。

10.3 団体競技の抽選は、団体競技を登録した国々に後日発表する。

11. 権限・判定権

11.1 ICSD 執行委員会は、組織委員会及び大会参加国連盟より提訴された冬季大会や試合に関するあらゆる訴訟問題に対して、最終決定を下すことができる最高権力を有する。

11.2 各競技において試合の審判員（ground judges）に対する抗議は、ICSD が

定める冬季デフリンピック抗議用紙に英語で記入して提出しない限り、審判員によって判定される。この抗議用紙は各競技ごとに定められた時間内に提出されなければならない。(各競技の技術規程参照)

11.3 競技役員 (official) の判断に対する抗議は、該当する競技の抗議委員会 (Protest Committee) の各委員に対して申し立てることが可能であるが、その際には 50 ドルの保証金を納める。

11.4 抗議委員会は抗議を受けてから競技ごとに定められた時間内に判定を下し、抗議を提出した連盟に対してすぐに判定の結果を通達しなければならない。

11.5 抗議委員会の下した判定に対して抗議する場合、その判定が下されてから 4 時間内に、抗議をする連盟の役員から審査員団に提訴しなければならない。

11.6 提訴が受理された場合、その提訴を起こした連盟へ 50 ドルの保証金が返却される。

11.7 聴力、ドーピング検査、選手の国籍問題に関する訴えは ICSD 執行委員会の単独判定とする。

12. 身分証明カード (ID カード)

選手及び役員は身分証明書カードが与えられ、競技会場に入場する際には必ず携帯しなければならない。身分証明カードがない限り、入場及び出場が許されない。

13. 宣伝活動

13.1 衣服や用具に小さなロゴマーク、その他の宣伝をつける事は許される。ただし、前面、背面などあらゆる個所に付されているマーク等の合計表面積が 400cm² を越えてはならない。この規程は、そのマーク等が伝統的、特徴的なデザインである場合も、伝統的デザインとは関係なく、個別のものである場合も適用される。(デフリンピック技術規則 DG15 2 を参照)

13.2 デフリンピック区域内外ではあらゆる政治的、宗教的、民族的な宣伝活動を禁ずる。

14. 冬季デフリンピック競技中、一切の補聴器または人工内耳の外部機器の使用を固く禁ずる。

15. その他

現在のデフリンピック規則及び規程や ICSD 憲章で定めた範囲外において予想外の問題が起こった場合、IOC（国際オリンピック委員会）や国際的な団体によって定められた規則及び規程に従って処理する。これらの規則に抗議することはできず、各国団体の有する規則及び規程より優先してこれに従う。

2014 年 12 月 10 日改訂

訳注：

用語は以下のように翻訳：

Protest Committee = 抗議委員会

Jury of Appeal = 審査員団

Official = 競技役員

(ground) judges = 審判員

Technical Meeting = チーム代表者・技術委員打ち合わせ会議
いわゆる「TD 会議」のこと